

平成22年第1回定例会

生活文化環境森林常任委員会 説明資料

◎ 所管事項

- 1 平成21年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する
対応方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 私立高等学校等授業料無償化について・・・・・・・・・・・・・9
- 3 新県立博物館の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 文化施設への指定管理者制度導入の検討状況について・・・・・・・・・・・・・13
- 5 国史跡斎宮跡の東部整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 6 緊急雇用対策事業等の取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊3
- 7 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

別冊1

新県立博物館（仮称）詳細設計〔建築〕最終報告

別冊2

新博物館の活動と運営V o 1. 1（最終報告）

別冊3

緊急雇用対策事業等の取組状況について

平成22年3月10日

生活・文化部

(所管事項説明)

1 平成 21 年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する 対応方針について

平成 21 年度に実施された包括外部監査の結果（意見書提出：平成 22 年 1 月 15 日）を受けた今後の対応方針について報告します。

○ 平成 21 年度包括外部監査の概要

(1) 実施テーマ

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」

(2) 生活・文化部関係の指摘事項

生活・文化部関係の対象施設は 9 施設（うち指定管理者制度導入 3 施設、直営 6 施設）あり、そのうち、三重県総合文化センター、三重県交通安全研修センターの 2 施設に対し、10 件の指摘（結果 3 件、意見 7 件）がありました。

※【結果】は、条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

※【意見】は、監査人としての意見が述べられたもの

主な指摘事項とその対応方針は、以下のとおりです。

①三重県総合文化センター関連

〔指摘事項 1〕（5 頁）

三重県総合文化センターでは、チケット予約をインターネット上で行うことができるシステムを構築しているが、このような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、指定管理者の帰属とすべきでなく、本来県が所有権を保有すべきである。

今後は、構築されたシステムを含めた無形の資産等の所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。【意見】

〈対応方針〉

県と指定管理者との協議の中で、予約システムの所有権の帰属を明確にするとともに、無形の財産の取扱いについて十分協議の上、明確化していきます。

〔指摘事項 2〕（5～6 頁）

三重県総合文化センターにおける指定管理業務の再委託契約について、予定価格 1,000 千円以上の委託契約については原則一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が 1,000 千円を超える委託契約であっても随意契約により契約を締結している委託業務が 8 業務把握された。

財団法人三重県文化振興事業団では、県同様一般競争入札によらず随意契約

により契約を締結できる場合についての規定を定めているが、随意契約の理由の裏づけとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。【結果】

〈対応方針〉

予定価格 1,000 千円を超える委託契約の場合は、可能な限り競争入札によることや、随意契約による場合は、理由を明確に説明できるよう指導します。

②三重県交通安全研修センター関連

〔指摘事項 1〕（7 頁）

交通安全研修センターは開設以来 14 年が経過し、設備の老朽化が利用者のアンケートやセンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーから指摘されている。

設備の老朽化が進めば大規模な修繕が必要になるので、中長期的な視野にたった設備計画を策定することが望まれる。【意見】

〈対応方針〉

平成 22 年度に次期指定管理に向けた検討を予定していることから、その中で、修繕計画も立てていきます。

その他指摘された事項につきましては、今後適切に対応していきます。

平成 2 1 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
Ⅱ. 個別施設の監査結果		
3. 三重県総合文化センター		
(1) 指定管理者の選定方法について【意見】		
<p>三重県総合文化センターの現在の指定管理者の選定については平成 18 年度に公募による方法で実施され、平成 19 年 4 月からの 3 年間を指定管理期間として定め、財団法人三重県文化振興事業団が指定管理者となっている。</p> <p>財団法人三重県文化振興事業団は三重県総合文化センターの施設運営を行うことを設立の経緯としており、センターの開館以来その管理を委託されてきているが、現在の会計区分は一般会計、図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計の三つであり主たる業務として当該施設の運営・管理を行っている。</p> <p>平成 18 年度に行われた公募による指定管理者の選定においては県の説明会への説明参加は 16 団体に上ったものの応募団体は財団法人三重県文化振興事業団のみとなる結果となった。</p> <p>県として指定管理者を公募により募集することが有効であると判断しているということは、従来の管理者と比較してより良いサービスをより安く提供できる管理者を選定する対象を増やすことを意図しているものであり、応募団体が複数としないことは当初の意図にそぐわない結果となっていると考えられる。</p> <p>また開館以来同一の管理者となっていること、当該管理者である財団が県から 100% 出捐している団体であること、主たる業務を当該施設の運営・管理としていることは、外見的に公平性に疑念を抱かせる要因になりうる。</p> <p>平成 18 年度に実施した 2 回目の公募において応募団体が複数とならなかった理由として三重県総合文化センターの指定管理は、文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、県立図書館（指定管理外）の 4 施設からなる複合文化施設であり、単独での応募が難しく、グループを組むための準備期間が不足していたとの意見が説明会の参加団体からあったとのことである。</p> <p>また平成 21 年度に実施した 3 回目の公募においても応募団体は 1 つであったが、指定管理者の募集に当たっては申請時に必要な書類の作成や検討に必要な期間を</p>	<p>【県】</p> <p>平成 21 年度に実施した 3 回目の指定管理者の公募では、説明会への参加者は 4 者で、前回（16 者）と比べ少なかったものの、いずれも指定管理者として実績のある事業者であり、応募は十分可能であると思われたが、結果的には現指定管理者である（財）三重県文化振興事業団のみの応募となった。</p> <p>次回の公募の参考とするため、他の事業者に応募しなかった理由を聴取したところ、現指定管理者の積み上げてきた実績を評価したこと、また当該施設の持つ潜在機能を更に向上させることは困難なことなどであり、かなり本質的な検討の上、判断された内容であった。</p> <p>これらの辞退理由からもわかるように、結果的には現指定管理者 1 者しか応募がなかったものの、県や現指定管理者が保有する情報をできるだけ開示するとともに、募集内容、募集期間などが新規参入者の障壁とならないよう十分配慮した募集であったと考えている。</p> <p>次回以降も新規参入者の障壁とならないよう、より公平性に配慮した募集を行っていく。</p>	<p>生活・文化部</p> <p>（財）三重県文化振興事業団</p>

<p>確保するため公募期間を52日と延長することや警備や清掃等の外部委託業務の契約書や仕様書についての情報を最大限開示するなどの配慮を行っているとのことであった。</p> <p>今回実施した監査手続の範囲内では、公平性に疑念を抱かせる事象はなかったが、今後の指定管理者の公募に際しても、幅広い団体からの応募を可能とし公平性を担保した募集を行うための対応を引き続き検討・実施していくことが望まれる。</p>		
<p>(2) 県有備品の管理について【意見】</p>		
<p>三重県総合文化センターへの県からの貸与備品は、約6,000点と非常に多数に及んでおり、相当な金額に上ると推量される。そのため、県貸与備品の管理状況に関し、県有財産の適切な管理の観点から、県からの積極的な関与が求められるべきである。</p> <p>しかし、県からは指定管理期間において一度も現地視察は行われておらず、指定管理者から受ける現物照合の結果報告についても、口頭で済まされているのみであった。このような、関与状況では県が県貸与備品の指定管理者による管理状況を適切に把握しているとは考えられない。</p> <p>現在の協定書及び県有資産貸与契約書にも、現物照合の報告を義務付ける条項は存在せず、現状の規定からの逸脱ではないと考えるが、今後は規定の改訂も視野に入れて県からの積極的な関与を義務づけることが必要なのではないだろうか。</p>	<p>【県】</p> <p>これまで、県有備品の現物確認について、所管所属により取り扱いが様々であったが、今後は、県の統一方針に従い、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付ける。</p> <p>そのうえで総合文化センターについては、指定管理者への貸与備品は約6,300点にわたり、相当高価な備品もあるという状況から、県としては毎年度、継続的・効果的に抽出による現物照合を行い、県貸与備品の適正な把握に努めることとする。</p> <p>また、指定管理最終年度には、可能な限りの現物照合を実施する方向で指定管理者と協議を行う。</p>	<p>生活・文化部</p> <p>(財) 三重県文化振興事業団</p>
<p>(3) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、施設の修繕等に当たって現地の視察を随時実施し、全庁的に対応すべき事項が発生した場合にも現地に赴き指示をしているとのことであった。</p> <p>現地視察の際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。</p>	<p>【県】</p> <p>総合文化センターでは、既に長期の修繕計画を策定しており、これに基づく打ち合せや突発的なトラブルには県職員による現場確認も行い、指定管理者と綿密に打ち合わせを行いながら維持管理を行っている。今後、書類で保存すべき内容の検討を含め、指定管理者と協議を進めていく。</p>	<p>生活・文化部</p> <p>(財) 三重県文化振興事業団</p>
<p>(4) 規定類の適切な整備について【結果】</p>		
<p>財団では仕訳伝票の承認について事務決裁規定の区分(支出に関する事務)に基づいて決裁をおこなっているが、財団法人三重県文化振興事業団会計規則を閲覧したところ、仕訳伝票の承認権者についての明記がなされていなかった。</p> <p>実際の仕訳伝票は担当者レベルの相互チェックが実施され、金額に応じて事務局次長または局長の決裁を受けているが、承認権者について規定上明確にするこ</p>	<p>【事業団】</p> <p>仕訳伝票の承認権者について、財団法人三重県文化振興事業団事務決裁規定に明記することとする。</p>	<p>生活・文化部</p> <p>(財) 三重県文化振興事業団</p>

<p>とにより適切な経理処理を実施する体制を作るべきと考えられる。</p> <p>また、財団法人三重県文化振興事業団公印規定において、現在の財団では存在しない役職である主任・課長の名称が記載されていた。</p> <p>規定に準拠した取扱いを実施する上で規定を適時に更新することは重要な事項であり規定については適切な文言によって記載することが必要である。</p>		
<p>(5) 指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】</p>	<p>【県】</p> <p>現行システムは、指定管理者が利用者サービスの向上の一環で構築したものであり、県の仕様書で指定されていない内容の仕事であるため、無形の財産として指定管理者がその所有を主張している。</p> <p>しかし、県と指定管理者は、毎年、実施する事業についての年度協定を締結しており、その協定の範囲内で現行システムも構築されているものと考えている。</p> <p>従って、指定管理料の中で構築された現行システムは、備品として扱われないものの総合文化センター固有のシステムであり、県の所有するものと考えている。</p> <p>今後、県と指定管理者との協議の中で、予約システムの所有権の帰属を明確にするとともに、無形の財産の取り扱いについて、十分協議の上で明確にしていく。</p>	<p>生活・文化部</p> <p>(財) 三重県文化振興事業団</p>
<p>(6) 再委託先の選定理由について【結果】</p>	<p>【事業団】</p> <p>(ア) については、左記の理由のほか、請負事業者を頻繁に入れ替えることは、警備上好ましくないとの判断もあって随意契約としているが、金額の妥当性を確認できるよう、複数の事業者から見積もりをとることとする。</p> <p>(イ) については、単なる機械のメンテナンスだけではなく、システムの保守も含んでおり高い専門性が必要</p>	<p>生活・文化部</p> <p>(財) 三重県文化振興事業団</p>

<p>これらの委託業務につき随意契約による理由は下記のとおりであった。</p> <p>(ア) 警備業務 警備にあたっては警報装置等の設置が必要であり、請負業者を変更する場合には、警報装置等を新たに導入してもらう必要がある。その場合競争入札によっても現在の業者の入札額を下回って入札することは困難であると判断したため、随意契約により契約を締結している。</p> <p>(イ) 舞台音響等保守点検業務 業務内容の専門性が高いことから、随意契約により契約を締結している。</p> <p>(ウ) 受付案内業務 受付案内等の業務には一定の専門的な知識が必要であること、加えて価格面についても厚生労働省が発表した業務別派遣料金を元に積算した結果よりもはるかに下回った予定価格であることから安価に契約を締結できる業者であると判断して、随意契約により契約を締結している。</p> <p>いずれの業務についても予定価格は 1,000 千円を超えており、原則的には指名競争入札により委託する業者を選定すべきである。(ア) 及び (ウ) については、他の業者よりも安価にできると判断したということを経由としているのであれば、それを示す証拠を残すべきである。(イ) については、専門性が高いことを理由としているが、舞台音響施設の保守業務に関して県下に複数の業者が加入している業界団体があることからすれば他に受託可能な業者が存在すると推測されるため、随意契約理由としては弱いと言わざるを得ない。</p> <p>指名競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。</p>	<p>なため、請負事業者も限られてはくるが、県内同業の業界団体を通じて他の事業者が同等の業務を実施できるか確認・検討していく。</p> <p>(ウ) については、過去に入札を経て決定した現在の請負事業者と左記の理由により現在も引き続き契約しているものであるが、複数事業者から見積もりをとり契約金額の妥当性を確認することとする。</p> <p>【県】 予定価格 1,000 千円を超える委託業務にあたっては、可能な限り競争入札によることや、随意契約による場合は、随意契約理由について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号への該当が明確に説明できるものとするを事業団に指導していく。</p>	
4. 三重県交通安全研修センター		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告及び四半期報告については面談を実施し、内容について指定管理者から説明を受けるとともに、ヒアリングを行っている。その際の年度末に提出される事業報告については、施設を訪問して報告内容の説明を受けヒアリングを行うとともに、必要に応じて証拠書類、帳簿等の照合を実施し、県有備品の現物確認も実施しているとのことであった。</p> <p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りは、後のトラブル等を防止するために、文書として残しておくことが望まれる。</p> <p>また、年度末の事業報告については、ヒアリングや帳簿、書類等との照合につ</p>	<p>【県】 指定管理者の監督の手法や業務運営の水準など、最低限実施すべき手続については、標準化を図るべくその範囲を検討していく。</p>	<p>生活・文化部 (財) 三重県交通安全協会</p>

<p>いて、現状実施している手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>		
<p>(2) 長期修繕計画の策定について【意見】</p>		
<p>当センターは平成7年に開設され、屋内施設の展示品の多くが同時に設置されたものである。開設以来14年が経過しており、センター利用者へのアンケートやセンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーの意見においても、設備の中に現在の環境に合っていないものがあるとの指摘がされている。</p> <p>今後、設備の老朽化が進めば、大規模な修繕や改修が必要になるであろう。</p> <p>まず県は、指定管理者の協力を得て、利用者からの指摘が多いものや動作が不安定なものなどをピックアップして、修繕箇所に優先順位をつけ、計画的に修繕を行っていくことが望まれる。</p> <p>その上で、中長期的な視野に立った設備計画を策定することが望まれる。その際には、単に設備を修繕または新調するのではなく、利用者の意見や要望を取り入れ、現在の交通安全教育におけるセンターの役割という観点も忘れてはならない。</p>	<p>【県】 平成22年度に次期指定管理に向けた研修センターのあり方の検討を予定していることから、その中で修繕計画も立てていく。</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県交通安全協会</p>
<p>(3) 県有備品の管理について【意見】</p>		
<p>県からの貸与物品につき、定期的な現物確認のプロセスについて質問したところ、年に1回、県の担当職員がセンターを訪問して貸与物品の現物確認を行い、その証跡を持ち帰っているとの回答を得た。また、指定管理者も独自に台帳を作成して毎年度現物確認を実施している。</p> <p>両者はお互いの役割分担の認識のもとでそれぞれ現物確認を実施しているが、指定管理業務の仕様書には、県から貸与された貸付物品の点検管理が指定管理者の業務としてあげられているため、このことからすれば、定期的な現物確認も指定管理者の行う業務に含まれるのではないかと推測される。</p> <p>互いの業務の効率性も加味し、仕様書上においても現物確認に際しての役割分担を明確にしたうえで実施者とモニタリング者の立場を明確にし、適切な役割分担を行うことが望まれる。</p>	<p>【県】 これまで、県有備品の現物確認について、所管所属により取り扱いが様々であったが、今後は、県の統一方針に従い、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付ける。</p> <p>なお、県も現地調査の際に、その現物照合結果を確認することとする。</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県交通安全協会</p>
<p>(4) 事業報告の厚生費の計上について【結果】</p>		
<p>平成20年度の事業報告において、厚生費が含まれておらず、指定管理者である財団法人三重県交通安全協会の特別会計で負担されていた。</p> <p>厚生費の内容は、職員の福利厚生費にかかる参加費の手当などであり、センター一分を正確には算出していないとのことであった。</p> <p>業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。</p>	<p>【県】 指定管理者のコストは、もれなく指定管理料から支出するよう、指定管理者を指導していく。</p>	<p>生活・文化部 (財)三重県交通安全協会</p>

2 私立高等学校等授業料無償化について

1 私立学校の役割

私立学校は、公教育の一翼を担い、独自の建学の精神に基づいた特色ある教育活動を展開し、保護者のニーズに応えてきています。

私立学校の経営環境は、ますます厳しくなっていますが、教育の多様性を確保し、県民の教育を受ける機会の選択肢を増やすためにも、引き続き、支援する必要があります。

2 私立学校に対する助成の状況

学校法人に対して、経常費助成を行って経営支援を行う一方、保護者に対して、授業料減免補助金を通じ、就学に伴う経済的負担の軽減に努めています。

特に、平成22年度当初予算においては、国の高等学校等授業料無償化の施策に呼応し、県単の授業料減免補助制度について、低所得世帯に対する助成の充実や補助対象校種の拡大などの制度拡充を図ったほか、入学一時金に対する助成制度を創設することとしています。

3 主な事業

(1) (新) 私立高等学校等就学支援金交付事業

平成 22 年度当初予算計上額： 1,718,191 千円

事業概要：家庭の状況にかかわらず、すべての学ぶ意欲のある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、私立高校生等に対し、公立高校授業料相当額(低所得世帯には、その同額又は半額を増額)を助成します。

(2) 私立高等学校授業料減免補助金

平成 22 年度当初予算計上額： 52,733 千円

事業概要：国の就学支援金と授業料との差額を県が上乗せ助成することにより、年収 250 万未満世帯に対して、授業料の無償化(年額 30 万円を上限とする)を実現します。年収 350 万円未満世帯に対しては、一定額の上乗せ補助を行います。

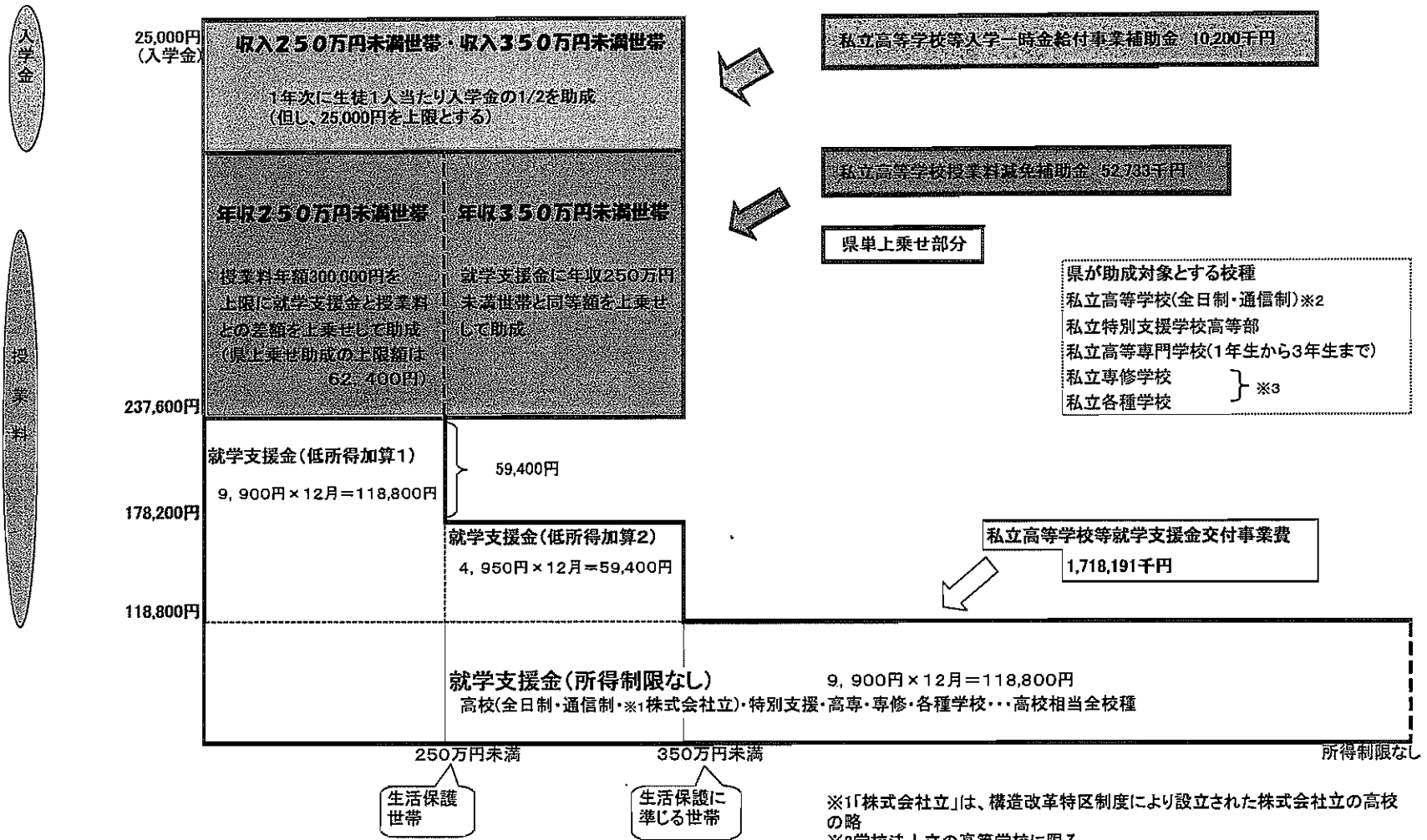
(3) (新) 私立高等学校等入学一時金給付事業補助金

平成 22 年度当初予算計上額： 10,200 千円

事業概要：生徒一人あたり 25,000 円を上限として入学金の 1/2 の額を助成する制度を創設します。

安心して私立学校を選択できる環境の実現

～国と県との連携で低所得世帯の私立高等学校等授業料を無償化へ～



※1「株式会社立」は、構造改革特区制度により設立された株式会社立の高校の略
 ※2学校法人立の高等学校に限る
 ※3対象となる専修学校、各種学校は、文部科学省令で定められる予定

3 新県立博物館の整備について

1 詳細設計(建築)最終報告 ※詳細については、別冊1のとおり

建築設計については、株式会社日本設計 中部支社を契約先とし、平成21年3月27日から平成22年5月20日までを、契約期間として、検討を進めてきました。

平成21年6月に概略設計(案)を公表した後、7月にとりまとめ、その後、幅広い機会を活用して、県民の皆さんのご意見をお聞きしながら、詳細設計の検討を進めてきました。その成果として、去る2月16日に「詳細設計(建築)」の最終報告としてとりまとめたところです。

2 今後の施設整備のスケジュール ※詳細については、別紙「スケジュール」のとおり

今後のスケジュールにつきましては、平成22年度の5月に建築、10月に展示についての設計を完成させる予定で、展示については、今後、調査研究を行い内容の構築を図っていくこととしています。

秋以降、建設予定地の購入、建築工事契約へと進めていきます。

これと並行して、運営についても具体的検討に入ることとしています。

3 「新博物館の活動と運営 Vol.1」 ※詳細については、別冊2のとおり

「新博物館の活動と運営 Vol.1」は、平成21年度の取組実績や検討内容を取りまとめ、平成22年度の取組方向についてお示しするものです。

これまで平成21年12月に中間報告、22年1月に中間報告2として公表し、1月30日に開催した「みんなで作る博物館会議2009」などで、ご意見をいただきながら内容を修正し、現時点での最新の内容を最終報告としてまとめました。

「新博物館の活動と運営 Vol.1」については、今後実施されるイベント等の内容を盛り込みながら、3月末をめどに発行します。

(平成22年度の主な取組)

- ・ 建築及び展示設計のとりまとめ、建築工事業務への着手
- ・ 公文書館機能の整備に関する検討
- ・ 参画のしくみづくり (三重県立博物館サポートスタッフ事業、新博ティーンズプロジェクト、こども会議、みんなで作る博物館会議、ほかに様々な参加型の事業)
- ・ 連携が進む環境づくり (県内博物館・三重大学等の大学・地域の団体・学校などとの連携事業、展示設計のための共同調査事業)
- ・ 評価のしくみづくり (評価のしくみの調査など)
- ・ 魅力的な博物館づくり (運営方針案の検討、ユニバーサルデザインの視点からの検討、広報事業など)

平成22年度当初予算(新博物館整備推進室)

【当初予算】

事業名	事業費	県費	概要
新県立博物館整備事業費	2,739,128	29,247	
(1)新県立博物館整備事業費	2,706,247	29,247	新県立博物館整備のための取組を進める。平成22年度は、用地を購入し、建築工事に入るとともに、展示設計を完成させる。また、県民とともに博物館活動と運営についての検討を更に進める取組を行う。 (県費以外の財源) 県債 1,874,000千円 庁舎整備基金繰入金 803,000千円
①新博物館施設整備事業	2,684,288	7,288	①用地取得費 2,440,000千円 ②建築工事(H22年度割分) 137,000千円 ③展示設計(H22年度割分) 33,063千円 ④建築設計(H22年度割分) 31,500千円 など
②みんなでつくる新博物館推進事業	21,959	21,959	①見て！知って！新博物館(広報物の作成など) ②連携推進事業(シンポジウム、意見交換など) ③県民と協創で築く新博物館事業(みんなでつくる博物館会議、サポートスタッフ事業、ミエゾウ足跡化石調査など)
(2)新博物館整備推進緊急雇用創出事業費	21,977	0	新県立博物館整備推進室における緊急雇用創出基金事業(国10/10) ①協創による新県立博物館整備促進事業 ②新県立博物館博物館づくりのための広聴広報緊急雇用創出事業 ③新県立博物館整備事務支援緊急雇用創出事業
(3)地域連携と県民参画により進める博物館づくり事業費	10,904	0	文化庁美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業(国10/10) 平成21年度の取組成果をもとに県内の博物館との連携と県民の参画の取組を強化し、子どもと博物館をつなぐ実践的なプログラムとその成果についての対話と発信の場となる子ども会議や研究フォーラムを実践する。これにより、子どもたちが主役となって活躍する新県立博物館整備と県内博物館ネットワークづくりを進める。

【債務負担行為】

	事項	限度額	内訳		概要
新規	新県立博物館整備事業(建築工事)に係る契約	6,963,000	H23	2,179,000	新県立博物館の建物の建築工事を発注する。
			H24	4,648,000	
H25			136,000		
	新県立博物館整備事業工事監理業務委託に係る契約	100,000	H23	45,000	新県立博物館の建物の工事監理業務委託を発注する。
H24			45,000		
H25			10,000		

4 文化施設への指定管理者制度導入の検討状況について

1 経緯

昨年度、休館中の現県立博物館については直営との報告をしましたが、その他の文化施設については、教育委員会での検討経過も踏まえたうえで、各施設が持つ役割・機能等を再確認するとともに、指定管理者制度のメリット・デメリット、全国での導入状況や指定管理者の運営実態なども調査しながら検討を行ってきました。

2 検討結果

県立図書館、県立美術館及び斎宮歴史博物館は、当面、県直営とします。

3 当面、県直営と結論付けた理由

- ①県立図書館等の文化施設は、長期的視野に立った管理運営が求められますが、期間が限られる指定管理者制度においては、専門職員の安定的な人材確保、継続性のある調査研究の実施に懸念があります。
- ②これらの文化施設は、県の基幹施設として市町等の文化施設への支援やネットワークづくりを行う役割も担っており、県が責任を持って管理運営を行っていくことが適当だと考えています。
- ③これら文化施設への指定管理者制度導入については、全国でも検討されていますが、都道府県レベルでの導入例、特に専門性を求められる業務への導入例は少ないのが現状です。導入されている場合でも、元々施設運営を目的に設立された財団法人がそのまま指定管理者となっている事例が多く見受けられます。また、指定管理者の経営状況が大変厳しいこともあり、自治体の多くは、これら先行事例の課題、効果等を十分見極めたうえで再検討するとしています。
- ④衆参両院の文部関係委員会において、「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し検討すること。」との附帯決議がなされています。

4 今後の考え方

今後、これらの文化施設は、当面、直営とするものの、引き続き全国の導入状況、先行事例の検証を行うとともに制度の運用状況も十分注視しながら研究していくこととします。

5 国史跡齋宮跡の東部整備について

1 経緯

史跡齋宮跡は、伊勢神宮に仕える齋王の宮殿と役所が置かれた他に類を見ない史跡であることから、昭和 54 年 3 月 27 日に国史跡に指定され、県が地域住民の理解と協力のもと発掘調査、施設整備等を行い、その保護と普及・啓発に努めてきました。

これまで「史跡全体を博物館と考える」サイトミュージアムのコンセプトのもと、史跡西部の齋宮歴史博物館を平安時代の齋宮が学習できる「知（調査・研究・学習）の拠点」とし、また史跡中央部のいつきのみや歴史体験館等を平安時代の生活を体験できる「雅の拠点」として整備を行い、両者の活用を通して齋宮跡の魅力を高めてきました。

これに加え、平成 19 年度からの集中的な発掘調査で明らかになった史跡東部地域について、更に多くの人々が齋宮らしさを感じることでできる空間が実現できるよう整備基本計画に基づき、史跡整備等を行っていきます。

2 史跡齋宮跡東部整備基本計画の概要

整備予定地である東部地域は、平安時代を体感できる「蘇（よみがえり）の拠点」の役割を持ち、「知の拠点」・「雅の拠点」とともに一体的に機能して齋宮らしい雰囲気を具象化させます。このため、調査で確認した平安時代の柳原区画の中心的な建物や区画道路を復元し、齋宮の広がりを感じられるようにするとともに、回遊路としての古代伊勢道を整備します。また、柳原区画の建物模型を、いつきのみや歴史体験館北側にある 1/10 史跡全体模型の中に追加整備します。

①柳原区画では、南側にある中心的な 3 棟の掘立柱建物を復元するほか、北側の 10 棟以上の小規模な掘立柱建物は平面表示、内院区画では掘立柱塀を表示し、あわせて区画道路も復元します。

②発掘調査で確認された古代伊勢道を「齋宮跡歴史ロマン広場」西側から「ふるさと広場」東側まで回遊路として整備します。

3 史跡齋宮跡を核としたまちづくり

史跡整備というハード整備だけではなく、地元明和町の活性化方針とも連動させ、地域住民と協働で更なるソフト面の活用方法を検討していきます。

なお、明和町では、史跡齋宮跡を核とした町づくりを進めるため、平成 22 年度から歴史まちづくり法の申請準備を進める予定であり、県としても齋宮跡の魅力を高めるように町や地域住民と連携しながら整備を進めます。

4 平成 22 年度の主な事業内容（事業費 35,397 千円：県費 19,414 千円）

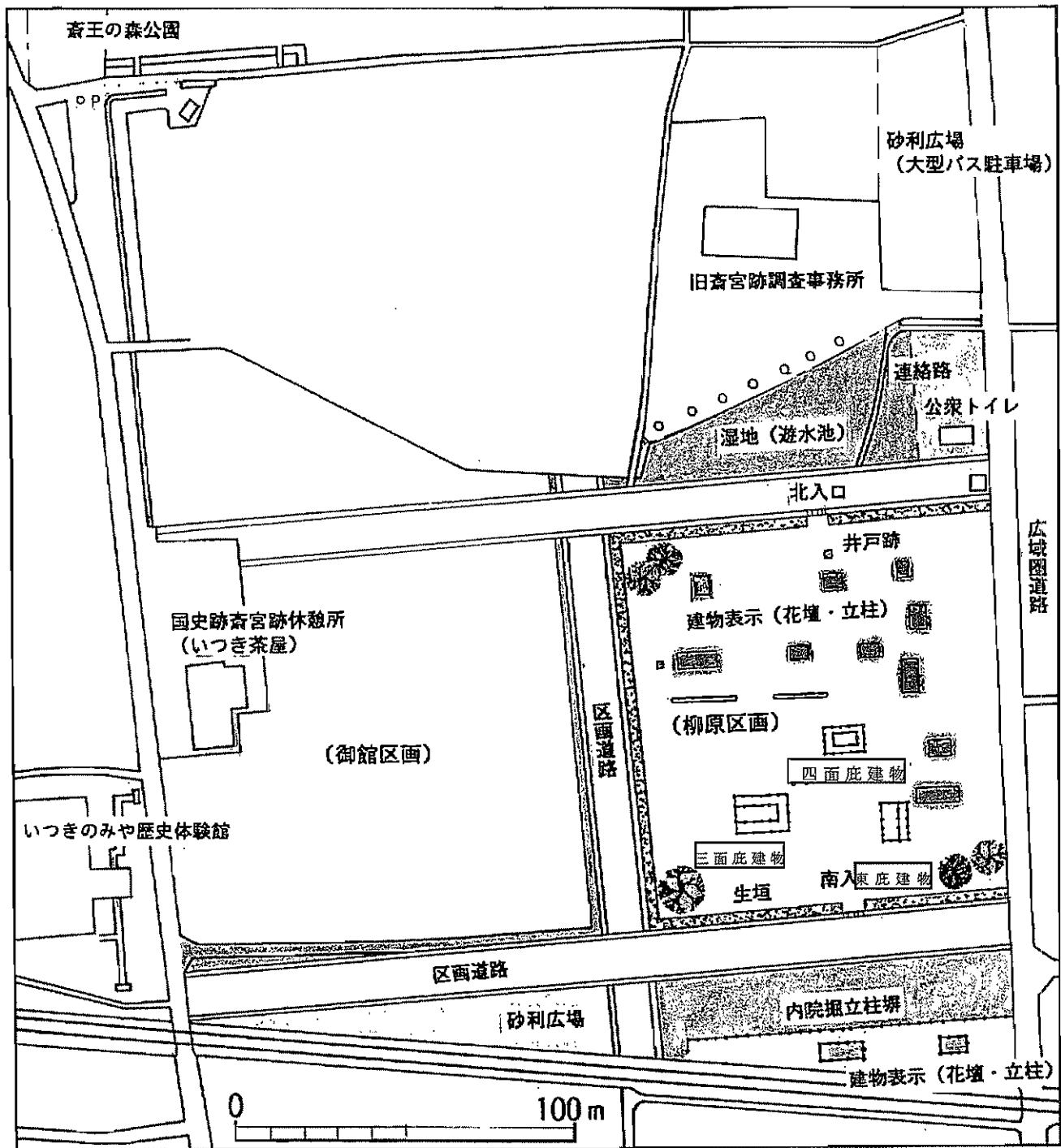
- ・実施設計
 - 盛土・植栽・舗装等の造成工事等の実施設計、整備地内の排水に関する治水調査
- ・建物検討資料の作成
 - 復元建物を建築するための構造・材質・費用等の検討資料の作成
- ・補足発掘調査
 - 柳原区画内 250 m²の補足的な発掘調査
- ・発掘調査報告書の刊行

5 平成 23 年度以降のスケジュール（予定）

- ・基盤整備、工作物等の設置
 - 実施設計に基づき施工（H23～）
- ・復元建物の整備
 - 実施設計（H24）及び整備（H25～）
- ・古代伊勢道の整備
 - 東部整備の終了後に整備（H27）
- ・斎宮跡を核とした町づくり
 - 地域の活動グループ等と協働しながら整備地の活用を検討

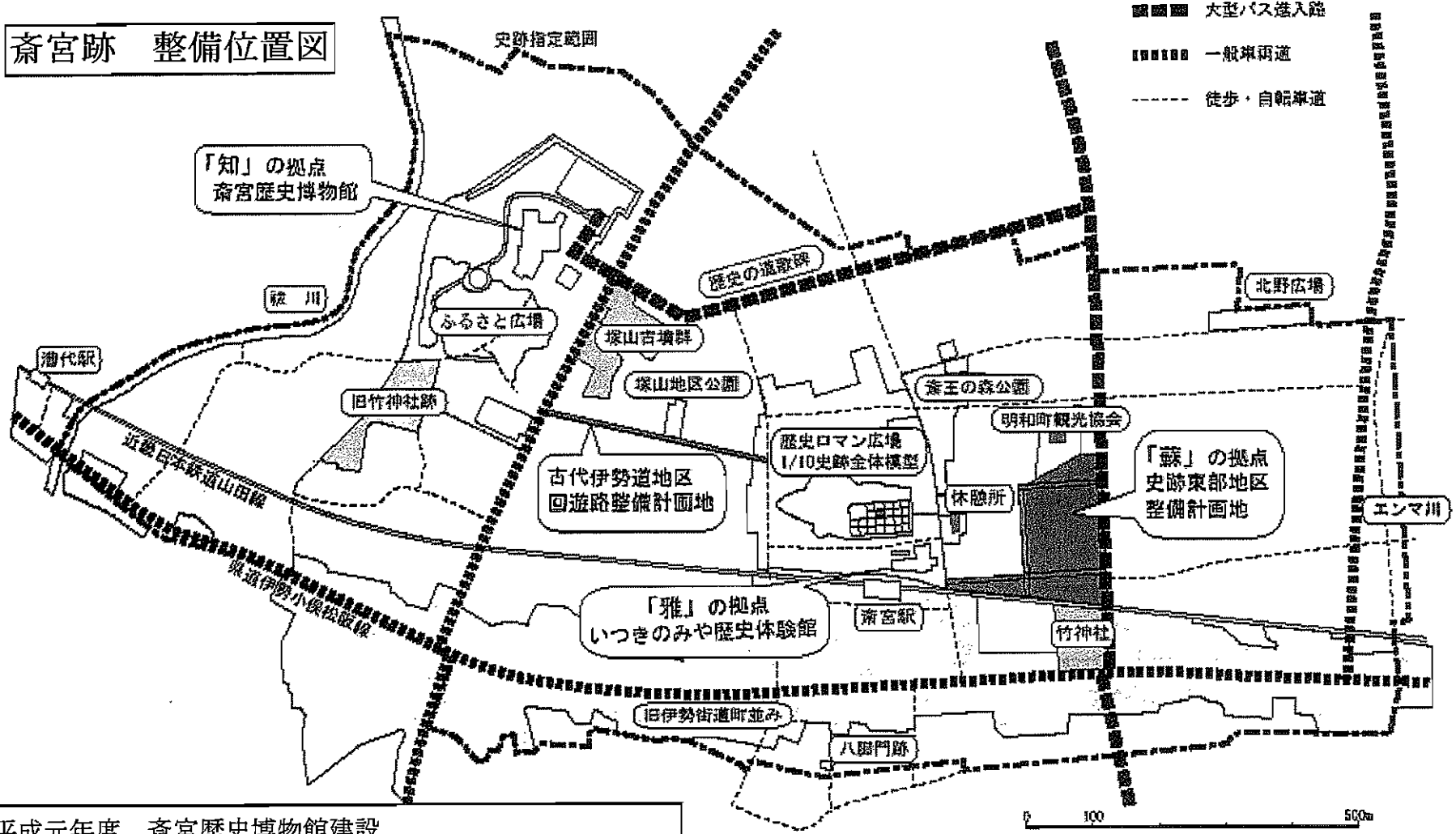
■整備スケジュール（美し国おこし・三重との連携を視野に入れて）

整備内容等		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
整備基本計画	発掘調査	←		→						
	地形測量		↔							
	基本計画			↔						
	実施設計				造成、治水 ↔		復元建物 ↔		古代伊勢道 ↔	
	整備工事					←	造成、治水 ↔	復元建物等 ↔	古代伊勢道 ↔	
	記念事業								↔	
斎宮跡を核とした町づくり	地域づくり			←	地域づくり・人づくり・情報発信					
	集大成イベント								↔	
備考				指定 30 年				式年遷宮	史跡東部整備完成	伊勢道整備完成



史跡斎宮跡 東部整備計画図 (対象面積約27,500㎡)
 柳原区画の南北の長さ約120m、区画道路幅約12m

齋宮跡 整備位置図



平成元年度 齋宮歴史博物館建設
 平成6年度 博物館南側ふるさと広場整備
 平成8～13年度 いつきのみや歴史体験館
 1/10史跡全体模型を含む歴史ロマン広場整備

7 審議会等の審議状況について

(平成21年11月24日～平成22年2月15日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成22年1月14日
3 委員	会 長 宗村 南男 副 会 長 梅村 光久 委 員 衣斐 信行 他9名
4 諮問事項	各種学校の設置認可について
5 調査審議結果	各種学校「伯人学校イーエーエス鈴鹿」の設置認可について「各種学校の認可を行うことに異議はない」との答申がなされました。ただし、審議会開催の時点では、愛知県で同各種学校の設置母体となる学校法人の認可手続き中であったため、「愛知県が学校法人イーエーエス伯人学校を認可すること」が各種学校認可の条件として付されました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成21年12月4日、14日、平成22年1月8日、18日、 2月5日、15日
3 委員	会 長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委 員 丸山 康人 他4名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て6事案について審議が行われ、うち3事案で答申 されました。
6 備考	次回開催日：平成22年3月12日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成21年12月21日、平成22年1月25日
3 委員	会 長 浅尾 光弘 会長職務代理 樹神 成 委 員 寺川 史朗 他2名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て3事案について審議が行われました。
6 備考	次回開催日：平成22年2月24日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成21年12月9日
3 委員	会 長 渡辺 久孝 副 会 長 水谷 正 委 員 安達 宗子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「新しい図書館づくり」の成果と第2次三重県子ども読書活動推進計画について意見交換が行われました。
6 備 考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	部会：平成21年12月21日
3 委員	会 長 鈴木 真由子 副 会 長 松田 直俊 委 員 上井 長十 他8名 (消費者教育研究部会) 部 会 長 小田 奈緒美 他4名
4 諮問事項	三重県における消費者行政の充実について（提言）
5 調査審議結果	部会において、若年層への消費者啓発について、啓発する事象の絞込み等が行われました。また、調査・検討した啓発事業の普及を図るため、ワークブックを作成することが決まりました。
6 備 考	次回開催日：平成22年3月（予定） 今後の予定：消費者啓発・教育に関する具体的な手法と実例を参考にしながら、各委員の立場（事業者、消費者、教育者等）から充実策について意見交換を行います。